

★(続報)新設の国外財産調書制度について

～ 一部変更と価額算定方法 ～

昨年のOSA通信第32号などでもご案内の通り、平成24年度税制改正により「国外財産調書」を提出する制度が新設されました。これにより最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況により、平成26年3月17日までに提出しなければならないこととなりました。

しかしながら、①平成25年度税制改正においてその取扱いが一部変更され、また、②国外財産の価額算定方法が通達等により明らかにされたため、今回は続報としてご案内します。(若林 茂)

<国外財産調書制度の概要>

- ①12月31日時点で国外財産を5,000万円超保有している個人に提出義務あり
- ②国外財産のすべてについて、種類・数量・価額その他必要な事項を記載
- ③平成26年提出分(平成25年12月31日時点で提出義務ありの場合)から適用開始
- ④虚偽記載や不提出の場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金

◎取扱いの一部変更(有価証券等の所在の判定)



社債、株式等の有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされました。

この変更により、国内の金融機関等で管理されているものは、外国法人が発行する株式等であっても、国外財産の範囲から除かれ、逆に、国外の金融機関等で管理しているものについては、内国法人が発行している株式等であっても、国外財産に含まれることとなりました。

◎国外財産の価額算定方法

その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」による。

時価	通常取引価額 (例) 鑑定評価額、取引所等の公表する最終価格など
見積価額	取得価額や売買実例価額などを基に合理的に算定された価額 (例) 土地・・・外国での固定資産税に相当する税の課税標準額、 取得価額に価額変動を加味して修正した価額など 非上場の有価証券等・・・売買実例価額、 取得価額など

◎まとめ

変更前の規定では、日本の証券会社や金融機関で販売する国外の株式や投資信託も対象となるため、投資家に過大な負担が生じ、多様な商品に投資しにくくなるなどとして、改正を望む声がありました。国内金融機関等であれば国税当局による情報収集は可能ですからもっともな要望であるとも言えます。

そこで、取扱いの一部変更が行われ、海外関連の資産といっても国内の金融機関等を通じて外国法人株式等に投資しているだけの人は提出義務がないこととなりました。

しかしながら、海外の金融機関等の口座において預金があったり、投資などを行っている場合や、海外に土地・建物などを所有している場合には、通達等の価額算定方法を参考に5,000万円を超えるかどうか事前に試算しておくことをお勧めします。

そして、12月31日時点において提出義務があるかどうかの最終判定をしたうえで、提出義務があればたとえ確定申告をしていない人であっても国外財産調書を提出しなければならないのでご注意ください。